

三 閣議決定・閣議了解・閣議報告

一 内閣は、内閣総理大臣及びその他の国務大臣をもって組織される合議制の行政機関であるが、この内閣がその意思を決定する方式としては、実務上、閣議決定と閣議了解の二つの方式がある。

閣議決定は、憲法又は法律により内閣の意思決定が必要とされるものについて行われるのが普通であるが、特に重要な事項については法令上規定がない場合にも行われることがある。

閣議了解は、各省庁の権限に属する事項のうち、特に重要と認められ、かつ、他省庁にも関係する等事案決定の及ぼす影響からみて閣議において意思決定をしておくことが必要と思料される事項について行われるものである。

二 なお、この外に閣議報告というものがあるが、一般的にいえば、これは、各主管の大臣がそれぞれの所管事項について閣議に報告するというものである。

三 閣議決定又は閣議了解を行うには、法律上は、書面によると口頭によるとを問わないものと考えており、口頭により行われる閣議了解は、実務上、閣議口頭了解と呼ばれることがある。

また、事案によっては、閣議の一つの形式として、持ち回り閣議が従来から慣行として行われている。

四 閣議決定は、その対象となつた事柄にもよるが、一般的にいえば、内閣の意思決定として内閣の統轄下にある行政機関を拘束するものであり、各行政機関の関係職員はその決定に従つて職務を執行する責務を有することはない。閣議決定及び閣議了解は、いずれも内閣としての意思決定である点においてその効力に違いはない。

なお、閣議決定の効力は、原則としてその後の内閣にも及ぶというのが従来からの取扱いとなつてゐる。閣議決定の変更等については、一般論としては、憲法及び法律の範囲内において、新たな閣議決定により

前の閣議決定に必要な変更等を行うことが可能である。

(質問主意書・答弁書)

(昭六一・五・一六 対矢山有作・衆)

一の3について

……なお、「閣議決定」とは、内閣の機関意思を決定するものとして、閣議でする決定をいい、「閣議了解」とは、行政事務を分担管理する国務大臣が、その機関意思を決定するにつき、閣議において与えられる了解をいう。

(平一一・七・一四 対金田誠一・衆)

一及び二について

内閣がその意思を決定する方式には、実務上、閣議決定と閣議了解の二つの方式があるところ、いずれも、内閣の意思決定である点においてその効力に違いはない。閣議決定は、憲法又は法律により内閣の意思決定が必要とされる事項や、法令上規定がない場合でも特に重要な事項について行われるものである。閣議了解は、各省庁の所管に属する事項で、他省庁にも関係するなどその及ぼす影響にかんがみ、閣議において意思決定しておく必要が認められるものについて行われるものである。

また、閣議報告は、各主管の大臣がそれぞれの所管事項について、閣議に報告するものであり、内閣の意思決定ではない。

(平一一・一一・一 対加藤公一・衆)

一及び二について

閣議決定は、一般的には、内閣の意思決定としてその統轄下にある行政機関を拘束するものであり、各行政機関の関係職員は、その決定に従って職務を執行する責務を有する。・・・

(国会答弁例)

[参・予算委 昭六一・五・七]
味村内閣法制局長官 答弁]

○政府委員（味村治君） 内閣の意思決定は閣議によって行われるわけでござります。内閣の意思決定として行われるものには、これは実務上の取り扱いでございますが、閣議決定と呼ばれるものと閣議了解と呼ばれるものとがござります。

閣議決定と申しますのは、憲法上なりあるいは法律によりまして内閣の意思決定が必要とされるものについて行われるのが普通でございますが、そのほかにも、特に重要なものについて閣議決定が行われる場合があるわけでござります。これはもちろん内閣という言ってみれば行政の最高機関であります合議機関の意思決定の一つの形態でござります。

もう一つございますのが閣議了解と言われるものでございまして、これも内閣の合議機関としての機関意思の決定の一つの形態でござります。これは、大体のところを申し上げますと、それぞの省庁の所管に属する事項、それぞの省庁が独自に決めることができないわけではございませんが、内閣として機関意思を決定しておく必要がある、そういうような事項につきまして閣議了解という形で閣議の意思決定が行われるわけでございまして、このように、閣議の意思決定には閣議決定と言われるものと閣議了解と言われるもの

と一いつじわいります。

そのほかに、閣議報告というものがございまして、これは各主管の、主任の大臣がそれぞれの所管事項につきまして閣議に御報告になるものでござります。

さういたしまして、これらの閣議決定、閣議了解、閣議報告は必ずしも書面によることを法律上は必要としたしております。ただ、私の所管外でございますが、実務的には書面によることが多いというふうに聞いております。そのほかに、書面によらないで各閣僚が御自分の所管事項につきまして口頭で御説明になるという事項もあります。

大体、あらましを申し上げますと以上のようなことでござります。

〔衆・予算委 昭六三・三・一〕
小渕内閣官房長官 答弁

○日笠委員 お答えいたしました。官房長官、閣議了解というものは、内閣への拘束性といいましょうか、どういう性格のものであるか、まずお聞きしたいと思います。

○小渕国務大臣 お答えいたします。

閣議決定、閣議了解のどちらも内閣の意思決定である点では違ひはないわけございまして、閣議了解は、各省庁の権限に属する事項のうち、特に重要と認められ、かつ他省庁にも関係する等、事案決定の及ぼす影響から見て、閣議において意思決定をしておくことが必要と思料される事項について行われるものでござります。

なお、閣議了解につきましては、主管大臣から口頭により了解を求めることがあります。これを閣議口頭了解と称しておるわけでござります。



(イロメモ)

○日笠委員 そうすると、閣議口頭了解、閣議了解、こういうものは内閣として厳密に守っていくべきものである、このようにお考えですか。

○小淵国務大臣 もとよりと存じております。

〔参・内閣委 平六・一一・八
秋山内閣法制局第二部長 答弁〕

○政府委員（秋山収君） 内閣におきまして閣議決定をいたしました場合には、原則としてその効力はその後の内閣にも及ぶというのが従前からの取り扱いとなっております。

それから、閣議決定の変更に関してのお尋ねでございますが、一般論として申し上げますと、憲法及び法律の範囲内ということはもう当然でございますが、その範囲内におきまして新たな閣議決定をすることによって前の閣議決定に必要な変更などを行なうことが可能と考えられております。

〔参・予算委・平八・一一・一〇
大森内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（大森政輔君） まず、前段階で閣議決定の法的効力そのものについての御説明からいたしたいと思いますが、一般論としまして内閣法四条第一項の定めによりますと、要するに内閣の意思決定というものは合議体である内閣の会議である閣議というものによって決めるということになっているわけでござります。

したがいまして、閣議決定と申しますのは憲法六十五条により行政権が属するとされている内閣の意思決定でございまして、それは構成員たる国務大臣はもとより、最高行政機関たる内閣の統括下にあるすべての

行政機関を拘束するということが一般的に言えようかと思います。したがいまして、関係行政機関の関係職員は、その決定に従って職務を執行する責務が生ずるということになろうかと思います。

ただいま委員は、それを国家公務員法とリンクさせてお尋ねでございました。国家公務員法の規定にかんがみますと、やはりあそこで言う上司というのは直接の指揮監督権を有する具体的な上司ということになろうかと思いますが、ただいまの閣議決定というのは、その上司もそれに従って職務を遂行する責務を有するそういう基準になるという、そういう関係にならうかと思います。

○津野政府特別補佐人・・・持ち回り閣議は、内閣が職権を行うのに閣議によるという内閣法の規定がございますが、その閣議のやり方として、一つの形式として持ち回り閣議という形式が従来から慣行として行われてきているということです」とあります。

その場合に、事案の内容が重大であるか、あるいは、軽微なものであるかということ、あるいは、緊急性を要するかどうかというようなことも当然その内容の判断に入ってくるとは思いますけれども、緊急性を要するというような場合には、事案が軽微であれ、あるいは場合によってはかなり重要なことも定めざるを得ない、決定しなければいけないというような事態も全く考えられないわけではございませんで、それなりに、重要な場合でも緊急性が非常にあるというようなときには、持ち回り閣議というようなものもされているというふうに理解しております。

〔衆・決算行政監視委 平一一・三・一三〕
津野 内閣法制局長官 答弁

(参考資料)

○内閣制度百年史 上巻（一五一～一五二頁）

閣議決定は正規の用紙をもって整えられるのが、古くからの例である。閣議を求める文書が各大臣から提出されると、内閣官房において、提出された案に、閣議の件名を記載し國務大臣の署名欄を設けた用紙（「閣議書」という。）を添付し、閣議の席上で各國務大臣の署名を求める。案件について國務大臣の意見が一致したときは、これを確認するために各大臣が署名をし、最後に内閣総理大臣が署名をする。持ち回り閣議のように署名の時期に差がある場合は、内閣総理大臣の署名が行われた時に閣議の結論が得られたものとして扱われる。

閣議に付議される案件は、その内容により、閣議決定、閣議了解、閣議報告として処理される。閣議決定は、合議体たる内閣の機関意思を決定するものとして閣議で行われる決定である。天皇の国事行為に対する助言と承認はすべて閣議決定の形式で行われ、また、行政権の主体として行う内閣の意思決定も、すべて閣議決定の形式で行われる。閣議了解は、当該案件が本来主任の大臣の権限により決し得る事項に属するものであるが、事柄の重要性にかんがみて、他の国務大臣の意向も徵することが適當と判断されるものについて行われる。閣議報告は、主要な審議会の答申等を閣議に披露するような場合に行われる。

閣議の結果は、これらの処理区分とその具体的な内容に応じて、天皇に対する助言と承認、国会に対する議案の提出などその結果について執行を要するものは執行され、行政の方針の決定のように関係者に示達すれば足りりるのは示達するなどの措置が採られる。